

山口県報

平成18年
5月26日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)	一
告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(長門市)(市町課)	一
管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)	二
管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)	二
共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(会計課)	二
公告	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)	四
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
一般競争入札の実施(会計課)	五
教委公告	七
契約の締結	七

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第百十三号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年〇・八パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改め、同項第十七号中「二の項」の下に「、四の項」を加える。

別表第一の十二の項及び十四の項中「市町村」を「市町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

山口県告示第百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、長門市長から長門市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年四月二十八日確認した旨の届出があった。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

長門市東深川字砂取一〇〇〇の一五八地先公有水面で、次の1の地点から14の地点までを順次結んだ線、14の地点と15の地点を結ぶ昭和五十六年四月十七日付け指令港湾第七十二号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和五十六年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D・L・+一・三〇メートル)及び1の地点と15の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D・L・+一・一七メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と沖防波堤との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地九、七七四・九二平方メートル

長門市東深川字砂取一〇〇〇の一五八から一〇〇〇の一六〇に至る土地の地先公有水面で、次の16の地点と17の地点を結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ満潮位における

公有水面と沖防波堤との境界線、18の地点と19の地点を結ぶ昭和五十六年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 1.30メートル)及び16の地点と19の地点を結ぶ昭和五十六年四月二十一日付け指令港湾第七十三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 1.30メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地一、〇二〇・六四平方メートル

1の地点 長門市東深川の妙見頭三等三角点(北緯三四度二分三七・三五三秒東経一三二度一〇分三七・七二秒)(以下「基準点」という。)から六五度二

五分三五秒四六二・三六メートルの地点

- 2の地点 1の地点から四度一五分五七秒六・〇五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から九四度一七分〇七秒一・八六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四度一六分〇一秒八・六二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九四度二分〇四秒三・一〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から四度一六分〇七秒六・三八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から九四度一分二秒一八・七四メートルの地点
- 8の地点 7の地点から四度一七分四九秒三三・五五メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一三四度〇八分四六秒〇・九四メートルの地点
- 10の地点 9の地点から四四度〇二分〇九秒八・八二メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一三三度五七分四六秒二・九・九一メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一五九度〇七分二九秒一九・五一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から六九度〇七分二秒三・二二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一五九度〇七分二秒五・一六・八九メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二七四度一〇分四一秒一三・一・八四メートルの地点
- 16の地点 基準点から七二度一五分〇二秒四四二・二五メートルの地点
- 17の地点 16の地点から四度一七分三秒五〇・〇三メートルの地点
- 18の地点 17の地点から九四度二分三秒四二・一一メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一九四度四〇分〇三秒五〇・八六メートルの地点

山口県告示第百九十二号

理容師法(昭和二十二年法律第百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 講習会の主催者
名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号
- 二 講習会の開催期間
平成十八年十月二十三日(月曜日)から同年十一月六日(月曜日)まで
- 三 講習会の開催場所
山口市吉敷三三三五の一 山口県総合保健会館
- 四 講習会の受講料
一万四千元

山口県告示第百九十三号

美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 講習会の主催者
名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号
- 二 講習会の開催期間
平成十八年十月二十三日(月曜日)から同年十一月六日(月曜日)まで
- 三 講習会の開催場所
山口市吉敷三三三五の一 山口県総合保健会館
- 四 講習会の受講料
一万四千元

山口県告示第百九十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号。以下「政令」という。)(第百六十七條の五第一項の規定により、財務会計システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに財務会計システム運用管理業務の契約に係る一般競争入札に共同企業体を結成して参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。))及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について

次のとおり定めた。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 経営規模等入札参加資格

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (一) 政令第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- (二) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十一号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

二 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 委任状
- (二) 申請書等の提出場所
 - 山口県出納局会計課 山口市滝町一番一甲
- (三) 申請書等の提出期間
 - 随時とする。
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。
- 三 その他
 - この審査についての問合せは、山口県出納局会計課(電話〇八三一九三三一一三九三〇)にお願いします。

別記様式

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記の共同企業体について、貴県所管に係る財務会計システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに財務会計システム運用管理業務の競争入札参加資格の審査を開係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実に関連ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	
構 成 員	商 号 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 (代表者)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(二八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成十八年七月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年五月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人学び舎

代表者の氏名 三輪修太郎

主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島四三九番地一

(二八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年一月十三日山口県公告(二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス豊浦店

所在地 下関市豊浦町大字川棚六三三三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年一月十三日山口県公告(二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年一月十三日山口県公告(二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年一月十三日山口県公告(二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスパ新下関二街区

所在地 下関市石原町一三〇の一

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(二八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年一月十三日山口県公告(二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川棚サンパル

所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

山口県知事 二井 関 成

(二八八) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、周東町久宗土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した理事

氏名 住 所

園 拳三郎 岩国市御庄二丁目一五の一

二 退任した理事

氏名 住 所

河本 良司 広島市西区庚午中一丁目八番三一〇〇四号

(二八九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市上島田三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市上島田三丁目二〇番一号

中谷ミサコ

(二九〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- (一) 業務の名称及び数量
- (二) 財務会計システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに財務会計システム運用管理業務 一式
- (三) 業務の内容
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 履行期間
- (六) 契約締結の日の翌日から平成二十一年三月三十一日までの間
- (七) 履行場所
- (八) 契約担当者が指定する場所
- (九) 入札参加資格
- (十) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者又は共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第二百九十四号)に基づき資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体でその構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (十一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (十二) 政令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (十三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十一号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
- (十四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (十五) 平成十八年五月二十六日から同年七月六日までの間のいずれの日においても業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (十六) 平成十六年四月一日から平成十八年五月二十六日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)

の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績を有していること。

- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。
- (八) 一に掲げる業務において他の共同企業体の構成員又は他の参加者でないこと。
- (九) 契約条項を示す場所
- (十) 山口市滝町一番一号 山口県出納局会計課
- (十一) 入札説明書及び仕様書の交付
- (十二) 山口県出納局会計課において交付する。
- (十三) 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (十四) 記載方法
- (十五) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (十六) 提出場所
- (十七) 山口県出納局会計課
- (十八) 受領期限
- (十九) 平成十八年七月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年七月六日午後二時)
- (二十) 入札を執行する場所及び日時
- (二十一) 場所
- (二十二) 山口市滝町一番一号 山口県出納局第一号会議室
- (二十三) 日時
- (二十四) 平成十八年七月六日午後二時
- (二十五) 入札保証金
- (二十六) 免除する。
- (二十七) 無効入札
- (二十八) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (二十九) 入札参加資格のない者がした入札
- (三十) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三十一) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (三十二) 落札者の決定方法
- (三十三) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。
十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成十八年六月八日午後五時までに山口県出納局会計課に提出すること。この場合において、共同企業体を結成して参加する者は、すべての構成員に係る次の2及び3に掲げる書類を提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十八年六月十六日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県出納局会計課(電話〇八三一九三三三三九三〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Accounting Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be required: Detailed design and development of the reconstruction of the financial accounting system, and the operation and maintenance of the system

(3) Term of the contract: From the day after the contract through 31 March, 2009

(4) Delivery place: Accounting Division, System Development Group, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: System Development Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural

Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture (Tel. 083-933-3930)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 5, 2006 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., July 6, 2006)



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する廠^かの名称及び所在地
山口県立山口図書館 山口市後河原一五〇の一

二 契約に係る物品等の名称及び数量
山口県図書館データ通信システム貸借・保守業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二番二〇号

六 契約金額
三千八百二十万三千二百円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県立山口図書館長 河野 泰明

平成十八年五月二十六日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)